

議案第 6 2 号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(所得控除)			(所得控除)		

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。	第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。
---	---

名称	主たる事務所の所 在地	期間
略		
特定非営利活動法 人ハーモニイカ レッジ	八頭郡八頭町才代 299	令和5年1月1日 から令和9年12月 31日まで
特定非営利活動法 人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵 991	平成30年8月1日 から令和5年7月 31日まで
略		
5 略		
(たばこ税の課税標準)		
第116条 略		
2 略		

3. 前項の規定にかかわらず、法附則第12条の2第1項に規定する

加熱式たばこに係る製造たばこの本数は、当分の間、同条の規定

により算定するものとする。

(軽油引取税の納税義務者等)

第134条の23 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準

として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

略	略
(7) 特約業者が軽油を自ら消費する場合におけるその消費量（当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量。（8）において同じ。）	

(軽油引取税の納税義務者等)

第134条の23 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準

として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

略	略
(7) 特約業者が軽油を自ら消費する場合におけるその消費量	

略	(11) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して当該製造に係る軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡する場合における当該消費又は譲渡に係る数量（<u>法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量</u>）	略
略	(11) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して当該製造に係る軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡する場合における当該消費又は譲渡に係る数量	略
2・3 略		2・3 略

(環境性能割の非課税) 第136条の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が<u>令和9年3月31日</u>までに行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。	(環境性能割の非課税) 第136条の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が<u>令和7年3月31日</u>までに行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第23条の改正規定及び次条の規定 令和8年1月1日
- (2) 第116条の改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第23条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、令和8年4月1日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（地方税法（昭和25年法律第226号）

以下「法」という。）附則第12条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお

従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る新条例第116条第1項の製造たばこの本数は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 法第74条の4第3項の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 法附則第12条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（軽油引取税に関する経過措置）

第4条 新条例第134条の23の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（規則への委任）

第5条 第217回国会において地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第 号）が原案どお

り成立しない場合における鳥取県税条例の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 6 3 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(給与の種類) 第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特勤勤務手当に準ずる手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、第16条の14の定めるところによる。	(給与の種類) 第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特勤勤務手当に準ずる手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、第16条の14の定めるところによる。
--	---

(通勤手当) 第10条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち<u>支給単位期間</u>当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員）にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア～ネ 略 (3)・(4) 略 3～5 略	(通勤手当) 第10条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち<u>支給単位期間</u>当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員）にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア～ネ 略 (3)・(4) 略 3～5 略
--	--

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額に係る第2項及び第4項の規定の適用については、第2項第2号に規定する額は、同号に定める額から第1号に掲げる額を減じ、第2号に掲げる額を加えた額とする。 (1)・(2) 略 7～9 略 (単身赴任手当) 第10条の2 略	6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額に係る第2項及び第4項の規定の適用については、第2項第2号に規定する額は、同号に定める額から第1号に掲げる額を減じ、第2号に掲げる額を加えた額とする。 (1)・(2) 略 7～9 略 (単身赴任手当) 第10条の2 略
--	---

2 ～ 4 略	
(在宅勤務等手当)	2 ～ 4 略
第10条の3 <u>住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務すること</u>を、月の初日から末日までの間において10日を超えて命ぜられ、その勤務をした職員には、<u>在宅勤務等手当を支給する。</u> 2 <u>在宅勤務等手当の月額</u>は、3,000円とする。 3 <u>前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u>	(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第16条 略 2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額

は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、<u>在宅勤務等手当の月額</u>、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額及び特勤手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分にした時間数に18を乗じて60で除して得た時間数（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)	は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額及び特勤手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分にした時間数に18を乗じて60で除して得た時間数（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)
--	--

第16条の11 定年前再任用短時間勤務職員については第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで及び第16条の9の規定は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員について</u>は第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、それぞれ適用しない。	第16条の11 定年前再任用短時間勤務職員については第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、<u>第9条の3、第11条の4、第11条の5及び第16条の9</u>の規定は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員について</u>は第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、それぞれ適用しない。
(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)	
第2条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	
改	正
(職員の任期を定めた採用)	
改	正
(職員の任期を定めた採用)	

第2条 任命権者（法第2条第3項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。 2 略 （給与に関する特例） 第7条 略 2～4 略	第2条 任命権者（法第2条第2項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。 2 略 （給与に関する特例） 第7条 略 2～4 略 5 任命権者は、<u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u>
---	---

<u>5</u> 第2項の規定による号給の決定、第3項及び第4項の規定による給料月額¹の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第8条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条の2から第9条まで、第9条の5、第11条の6、第13条から第15条まで及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項、第16条の4第2項及び第16条の7第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与-	<u>6</u> 第2項の規定による号給の決定、第3項及び第4項の規定による給料月額²の決定並びに前項の規定による特定任期付職員業績手当³の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第8条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条の2から第9条まで、第9条の5、第11条の6、第13条から第15条まで、<u>第16条の7</u>及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1
--	--

条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例第16条の7第2項中「100分の92.5」とあるのは「 <u>100分の75</u> 」とする。	項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。				
(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)					
第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。					
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。					
改	正	後	改	正	前
(給与の種類)			(給与の種類)		

第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職員を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、第18条第2項の定めるところによる。	第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職員を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、第18条第2項の定めるところによる。
(単身赴任手当) 第4条の6 略 2 略 (在宅勤務等手当)	(単身赴任手当) 第4条の6 略 2 略 (単身赴任手当) 第4条の6 略 2 略

第4条の7 <u>住居その他これに準ずるものとして知事が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他知事が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、月の初日から末日までの間において10日を超えて命ぜられ、その勤務をした職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u>		
(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正) 第4条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。		
改	正	後
(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手		
(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手		

当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、 当に準ずる手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、 休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、 勤勉手当及び退職手当とする。 (単身赴任手当) 第6条の2 略 2 略 <u>(在宅勤務等手当)</u> 第6条の3 <u>住居その他これに準ずるものとして企業管理規程で定</u> <u>める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間</u> <u>その他企業管理規程で定める時間を除く。）の全部を勤務するこ</u> <u>とを、月の初日から末日までの間において10日を超えて命ぜら</u> <u>れ、その勤務をした職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u>	当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、 時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管 理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当、特定任</u> <u>期付職員業績手当及び退職手当とする。</u> (単身赴任手当) 第6条の2 略 2 略
---	--

(特定任期付職員業績手当) 第15条の2 知事は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、企業管理規程の定めるところにより、特定任期付職員業績手当を支給することができる。 2 前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (任期付職員についての適用除外) 第18条の5 第4条、第4条の3、第5条、第8条、第10条から第12条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 略	(任期付職員についての適用除外) 第18条の5 第4条、第4条の3、第5条、第8条及び第10条から第12条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 略
(病院局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正) 第5条 病院局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	

改 正 後	改 正 前
(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、救急医療機関勤務臨時手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (単身赴任手当) 第11条 略 2 略	(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、救急医療機関勤務臨時手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。 (単身赴任手当) 第11条 略 2 略

(在宅勤務等手当)

第11条の2 住居その他これに準ずるものとして企業管理規程で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他企業管理規程で定める時間を除く。）の全部を勤務することとを、月の初日から末日までの間において10日を超えて命ぜられ、その勤務をした職員には、在宅勤務等手当を支給する。

(特定任期付職員業績手当)

第20条の2 病院事業の管理者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、企業管理規程の定めるところにより、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

2 前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第25条 第6条から第8条まで及び第21条の規定は、地方公務員法の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。 (任期付職員についての適用除外) 第25条の2 第5条から第7条まで、第9条、第14条から第16条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 略	(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第25条 第6条、第7条及び第21条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。 (任期付職員についての適用除外) 第25条の2 第5条から第7条まで、第9条及び第14条から第16条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 略				
(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正) 第6条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。					
改	正	後	改	正	前

附 則	附 則
第19条 新条例第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3及び第16条の9の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。 (病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第28条 第14条の規定による改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、<u>第7条及び第21条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u>	第19条 新条例第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、<u>第11条の4、第11条の5及び第16条の9の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。</u> (病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第28条 第14条の規定による改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条<u>から第8条まで及び第21条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u>
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中任期付職員の採用等に関する条例第2条の改正規定は、公布の日から施行する。	